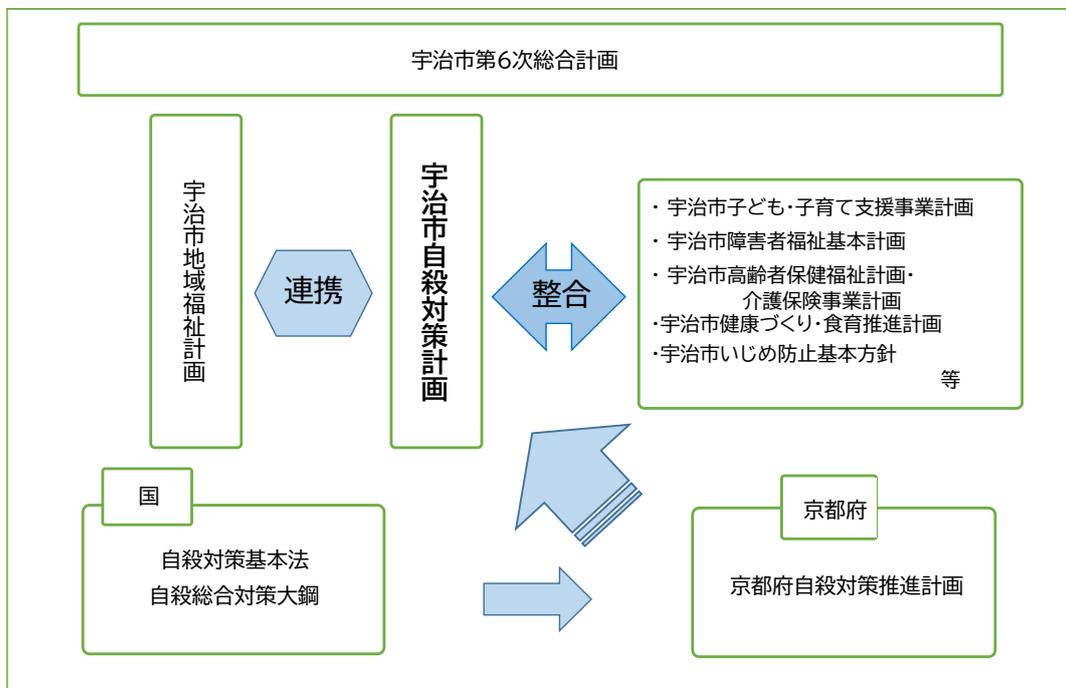


## 「第 2 期宇治市自殺対策計画」(骨子案)について

### 1 計画の位置づけ

本計画は、平成28(2016)年に改正された自殺対策基本法に定める「市町村自殺対策計画」として、本市における自殺対策推進の基本的な計画となるものです。

策定にあたっては、国の「自殺総合対策大綱」や京都府の「京都府自殺対策推進計画」等の内容を踏まえつつ、「宇治市第6次総合計画」を上位計画とし、「宇治市地域福祉計画」との連携や「宇治市子ども・子育て支援事業計画」、「宇治市障害者 福祉基本計画」、「宇治市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「宇治市健康づくり・食育推進計画」、「宇治市いじめ防止基本方針」などの関連する他の計画等との整合性を図ります。



(参考)

年月	国	府	宇治市
平成18(2006)年10月	「自殺対策基本法」の施行		
平成19(2007)年6月	国の自殺対策指針となる「自殺総合対策大綱」の策定		
平成24(2012)年8月	「自殺総合対策大綱」の改定		
平成27(2015)年12月		「第1次京都府自殺対策推進計画」の策定	
平成28(2016)年4月	「自殺対策基本法」改正 「市町村自殺対策計画」を策定することが定められた。		
平成29(2017)年7月	「自殺総合対策大綱」の改定		
令和2(2020)年3月			「宇治市自殺対策計画」の策定
令和3(2021)年3月		「第2次京都府自殺対策推進計画」の策定	
令和4(2022)年10月	「自殺総合対策大綱」の改定		

## 2 計画の期間

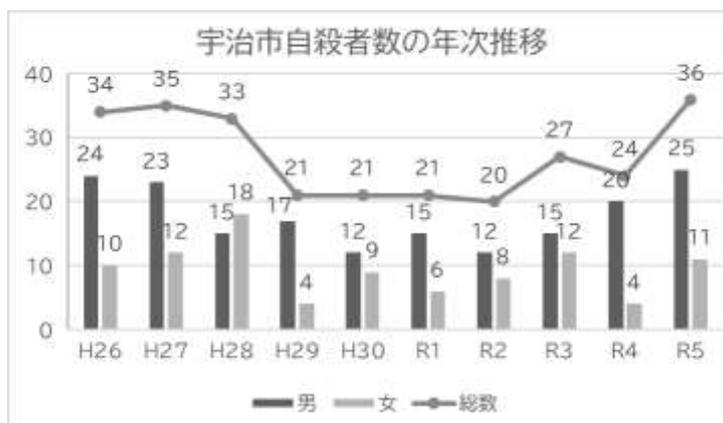
令和7(2025)年度～令和11(2029)年度

国が「自殺総合対策大綱」を概ね5年を目途に見直しをすることから、本計画においても自殺の実態や社会状況の変化等を踏まえて、5年に一度を目安として内容の見直しを行います。必要に応じ、国大綱の状況等を踏まえて中間見直しを行います。

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6	R 7	R 8	R 9	R 10	R 11
宇治市	第1期					第2期 ▲中間見直し				
京都府	第2次					第3次(予定)				
国	現大綱					次大綱(予定)				

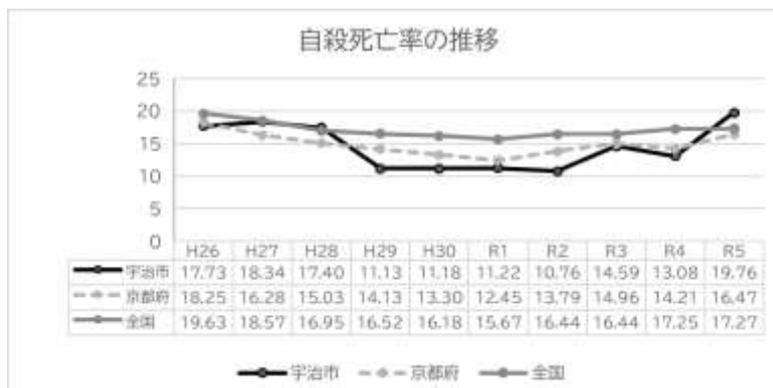
## 3 宇治市の自殺の現状

自殺者数は平成25年以降、令和2年まで減少傾向となっていました。令和3年から増加傾向にあります。また、自殺者数の合計で男女比を見ると、男性が全体の約6割を占めています。



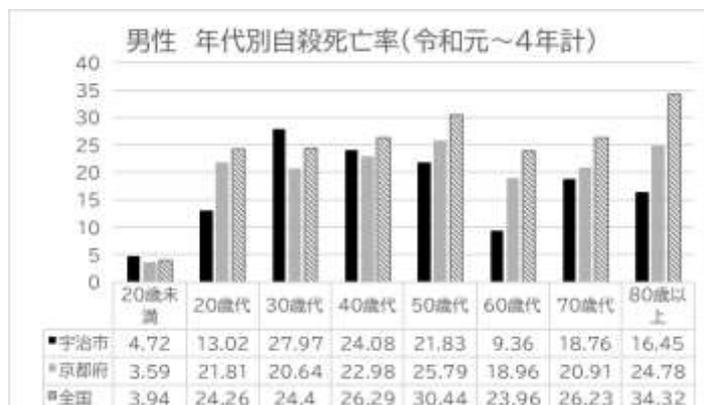
資料：地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)(厚生労働省)

自殺死亡率については、平成29年から令和4年までは全国、京都府と比較しても低い数字になっていましたが、令和5年は全国、京都府よりも高くなっています。



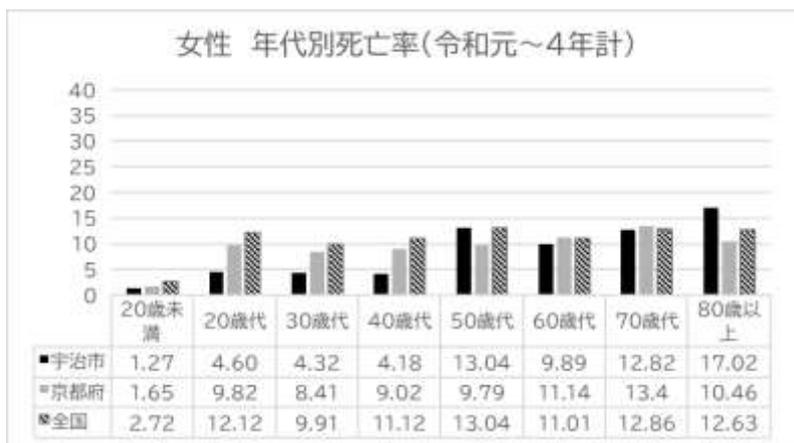
資料：地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)(厚生労働省)

令和元年から令和4年計で性別・年代別にみると、男性は30歳代の自殺死亡率が最も多く、次に40歳代、50歳代の順となっています。



資料:地域自殺実態プロフィール(2023)(いのち支える自殺対策推進センター)

令和元年から令和4年の計では、女性は50歳代の自殺死亡率が多い傾向があり、80歳代以上は全国、京都府よりも高くなっています。



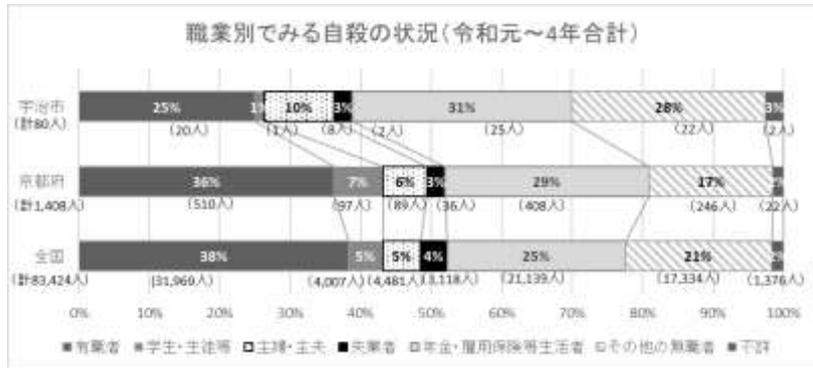
資料:地域自殺実態プロフィール(2023)(いのち支える自殺対策推進センター)

令和元年から令和4年計の要因・動機別をみると、健康問題が全体の44%と最も多く、次いで経済・生活問題、家庭問題が多くなっています。



資料:地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)(厚生労働省)

令和元年から令和4年計の職業別でみると、年金・雇用保険等生活者が最も多く、次いでその他の無職者となっています。

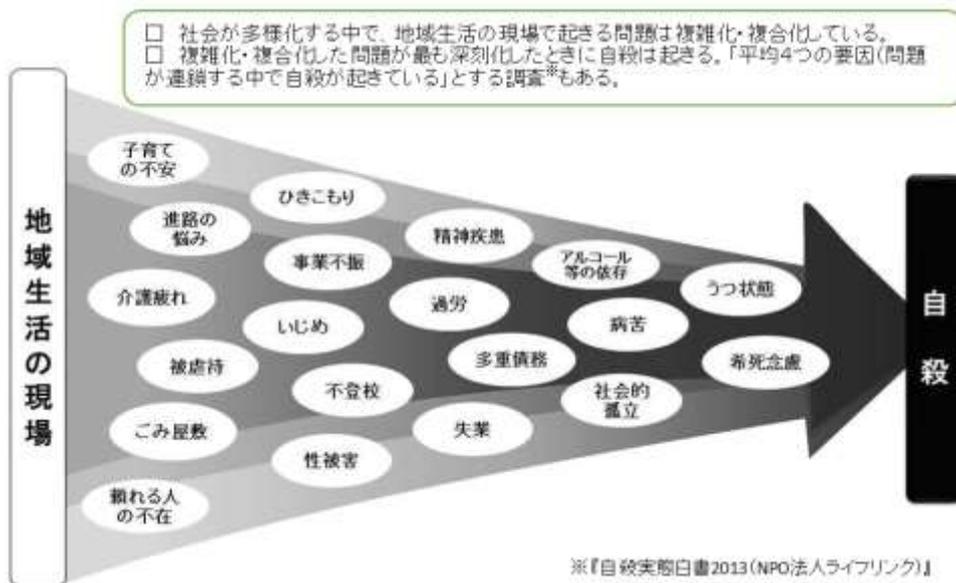


資料：地域における自殺の基礎資料(自殺日・住居地)(厚生労働省)

#### 4 これまでの取組と課題

第1期計画策定後の令和2年以降、全国的に自殺者数が増加しており、厚生労働大臣指定法人・一般社団法人いのち支える自殺対策推進センターの分析によると、新型コロナウイルス感染症拡大下での精神的疲労や経済的な影響の可能性を挙げています<sup>(1)</sup>。令和5年は京都府全体でも自殺者数が増加し、50代と男性の増加が目立ち、府はコロナ後の令和5年に倒産件数が増加した影響とみています。

自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きています。したがって、「健康問題が最も多い」ことにより、「自殺＝健康問題」として対策するのではなく、「単に精神保健的観点からのみならず、自殺の実態に即して」(自殺対策基本法第2条第3項)、「保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携が図られ、総合的に」(同第2条第5項)実施されなければなりません。



第1期計画では各課が取り組む施策・支援の連携を掲げ、市民の抱える悩みや生きづらさを市職員が親身になって相談に乗り、行政サービスや専門機関等の利用へつなげていけるよう取り組みました。また、地域での見守り活動を行う民生委員・児童委員をはじめ、福祉事業従事

者や市民を対象としたゲートキーパー研修を実施しました。その他、経済的安定は自殺予防につながることから、生活困窮者自立支援制度、生活保護制度、雇用支援等の各施策・制度との連携の促進等にも取り組みました。

宇治市の自殺者の傾向として30代から50代の男性が多く、次に70代以上の男性が多くなっており、要因・動機は国・府と比べて経済・生活問題が多くなっていることから、第2期計画では、生活困窮者・無職者への支援と高齢者への支援強化を図ります。また、社会情勢の変化に伴い、第1期計画の取組を更に推進・強化するとともに、自殺未遂者や自死遺族支援等にも取り組んでいきます。

<sup>(1)</sup> 厚生労働省、「令和4年版自殺対策白書」

## 5 計画の基本的な考え方

基本理念、基本方針については継続的に自殺対策に取り組むため現計画から変更しないこととします。

### (1)基本理念

みんなで支え合い 誰も自殺に追い込まれることのない ところ通うまち 宇治

### (2)基本方針

#### ① 自殺対策における基本認識を共有する

本市における自殺対策においては、以下の基本認識を共有し、取り組みを進めていきます。

○自殺は、その多くが追い込まれた末の死である

○自殺はその多くが防ぐことのできる社会的な問題である

#### ② QOL(生活の質)の包括的な向上を目指す

#### ③ 様々な分野の連携を強化する

### (3)基本目標

国は、「自殺総合対策大綱」において、令和8(2026)年までに、自殺死亡率(人口10万人あたりの自殺者数)を平成27(2015)年の 18.5 と比べて30%以上減少させ、13.0 以下とすることを、自殺対策の数値目標として定めています。同様の考え方にに基づき、本市の自殺死亡率を令和11年までに令和元年と比較して30%以上減少させることとし、将来的には「自殺者ゼロ」をめざします。

	基準	目標
宇治市(本計画)	(令和元年) 自殺死亡率11.2	(令和11年までに) 自殺死亡率7.8以下
京都府	(令和元年) 自殺死亡率12.5	(令和7年までに) 自殺死亡率10.2以下 ※令和12年までに8.8以下 (令和元年と比較し30%以下)
国(自殺総合対策大綱)	(平成27年) 自殺死亡率18.5	(令和8年までに) 自殺死亡率13.0以下

## 6 施策の体系

<b>基本施策1</b> つながり支え合う地域ネットワークの強化 (1) 地域における連携 (2) 関係機関・団体等との連携強化	<b>基本施策4</b> 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり (1) 高齢者への支援 (2) 生活困窮者・無職者への支援 (3) 働く人への支援 (4) ことろと身体健康づくりの推進 (5) 子ども・若者への支援 (6) 不登校・ひきこもりの人への支援 (7) 障害等のある人への支援 (8) 妊産婦・育児中の人への支援 (9) その他様々な悩みを抱える人への支援 ① 様々な悩みの相談窓口・啓発 ② 介護等が必要な人を支える家族への支援 ③ 被災者・犯罪被害者への支援
<b>基本施策2</b> 寄り添い支える人材の養成と相談機能の充実 (1) 人材養成 (2) 相談機能の充実	<b>基本施策5</b> 市民への啓発と周知 (1) 広報を通じた啓発と周知 (2) イベント等の機会を通じた啓発と周知
<b>基本施策3</b> 自殺の要因・背景に対応した支援体制等の整備 (1) 連携体制の整備と自殺発生危機への支援 (2) 自殺未遂者への支援 (3) 自死遺族等への支援	

### 基本施策1 つながり支え合う地域ネットワークの強化

自殺対策の推進にあたっては、行政をはじめ、地域で活動している団体や、企業・事業所、そして市民一人ひとりが連携・協働して総合的に推進することが求められます。

そのために、医療、福祉、教育など様々な領域において、悩みや問題を抱える人を支えるための体制の強化や関係機関、団体等との連携を進め、自殺対策のネットワークが有効に機能するよう取り組んでいきます。

### 基本施策2 寄り添い支える人材の養成と相談機能の充実

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人への早期の「気づき」が重要であり、「気づき」のための人材養成を行う必要があります。自殺のサインに気づき、声をかけ、話を聞き、必要に応じて専門機関等につなぐなど、寄り添い支える人材の養成を図るとともに、各相談窓口において適切な対応を行えるよう取り組みを進めていきます。

### 基本施策3 自殺の要因・背景に対応した支援体制等の整備 新規

市民の自殺発生危機に際し、外部の専門窓口につなぐだけでなく、市民の抱える悩みや生きづらさに市職員が親身になって相談に乗り、行政サービスや専門機関等の利用へつなげていけるよう対応するとともに、自殺未遂者や自死遺族支援等にも取り組んでいきます。

### 基本施策4 自殺リスクの軽減に向けたまちづくり

全ての人が健康で生き生きと暮らせるよう施策の充実を図るとともに、「生きづらさ」を抱えた人が、社会から孤立することなく必要な支援を受けることができるよう、それぞれの状況に応じた支援体制を整備します。

また、サークル活動やサロン活動等の市民活動においても、誰もが参加しやすい環境を整えていくことは、社会参加を促進するうえで重要であり、市民と協働して取り組みを進めます。

#### **基本施策5** 市民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、誰もが直面し得ることであることから、自殺に対する誤った認識や偏見を払拭するよう、市民の理解を促進するとともに、自殺予防や心の健康などについての正しい知識の普及啓発を図ります。

また、命や暮らしの危機に陥った場合には、誰かに援助を求めるという考え方を普及させることで、自分の周りにもいるかもしれない自殺リスクを抱えている人の存在に気づき、必要に応じて専門家につなぎ見守っていくという役割を市民一人ひとりが意識できるよう、広報活動等を通じた取り組みを進めていきます。